

令和 3 年 3 月 29 日

第 32 回

出 水 市 農 業 委 員 会 定 例 総 会 議 事 録

出 水 市 農 業 委 員 会

## 招 集 日 時 及 び 場 所

日 時 令和3年3月29日  
午後1時30分～午後3時30分  
場 所 出水市役所本庁4階大会議室

## 出欠委員

### (1) 出席委員

#### 農業委員

会 長	横峯 均	6 番	久野 敏朗	1 2 番	樋口 修
1 番	重信 肇一	7 番	松元 秀一		
2 番	脇田 博志	8 番	花園 ハルエ	1 4 番	澤田 泰之
3 番	田下 勉			1 5 番	平中 和徳
4 番	小倉 幸夫	1 0 番	田中 紀子	1 6 番	榎木 美代子
5 番	外園 優	1 1 番	井町 和夫		

#### 農地利用最適化推進委員

		2 5 番	藺牟田 慶嗣	2 9 番	坂上 茂信
2 2 番	岩下 努	2 6 番	富永 重満	3 0 番	釜 義治
2 3 番	岩元 慎太郎	2 7 番	松元 浩文	3 1 番	川畑 健男
2 4 番	福本 悟	2 8 番	澤田 みね子		

### (2) 欠席委員

#### 農業委員

1 3 番 大城 勝司

#### 農地利用最適化推進委員

2 1 番 中尾 義徳

## その他出席者

吉岡、犬淵、荒木、大島、有川

## 会議に付した事件

議案第 1 号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第 2 号	農用地利用集積計画について
議案第 3 号	農業振興地域整備計画の農用地利用計画の変更に係る意見について
議案第 4 号	農地転用事業計画変更申請について
議案第 5 号	農地法第5条の規定による許可申請について
議案第 6 号	非農地証明願について
議案第 7 号	職員の出向について
議案第 8 号	職員の任命について

議長 皆さんこんにちは、ただいまから、第32回出水市農業委員会定例総会を開会いたします。  
ただいまの農業委員の出席は15人で定足数に達しております。  
なお、13番、大城委員から欠席届が提出されています。  
推進委員につきましては、21番、中尾委員から欠席届が提出されています。  
議事録署名委員を指名いたします。  
4番、小倉委員と7番、松元委員を指名いたします。

日程4 会期は本日1日限りといたしますがよろしいでしょうか。  
 (「異議なし。」という者あり。)  
 会期は本日1日限りといたします。

日程5 諸般の報告  
 総会後の業務報告等(会長報告、省略)  
 合意解約等の報告(事務局報告、省略)

議長 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。  
 それでは、事務局及び調査員の説明をお願いします。

事務局 総会資料3ページを御覧ください。所有権移転の第1項です。申請地は、上鯖淵、畑、145㎡で、令和2年11月総会で空き家に附属した農地として指定されている農地です。取得後は、野菜を栽培される予定です。営農計画書も添付されています。

第2項、申請地は、黄金町、田、2,263㎡です。譲受人は、家族3人で農業に従事されている農家で、現在は水稻等を耕作されています。令和2年5月総会で譲受人と譲渡人が賃借権設定5年で許可された農地です。今回、この農地が所有権移転の申請になっています。賃借権の設定がありますので、いつもならば合意解約もすべきですが、現在申請人が契約中の農地であるため合意解約は必要ありません。取得後は、水稻を耕作される予定です。許可後の面積は、10,659㎡で譲受人の規模拡大、譲渡人の農業廃止による売買の申請です。

第3項、第4項は譲受人が同一人物のため、まとめて報告します。

第3項。申請地は、高尾野町唐笠木、田、636㎡です。

第4項。申請地は、高尾野町唐笠木、田、148㎡です。許可後の面積は、7,152㎡で、譲受人の規模拡大、譲渡人の耕作不便による売買の申請です。申請地2筆は譲受人の自己所有の農地〇〇〇番〇の両端になるため、現在も申請地と一体で水稻を耕作中です。

第5項。申請地は、野田町上名、畑、2筆、合計4,457㎡です。譲受人は、親子で農業に従事されている兼業農家で、現在は甘藷等を耕作されています。取得後も甘藷を耕作される予定です。許可後の面積は、4,457㎡で、譲受人の規模拡大、譲渡人の規模縮小による売買の申請です。

第6項。申請地は、野田町下名、田、687㎡です。譲受人は、親子で農業に従事されている農家で、長島町で養豚とじゃがいもを耕作されています。譲渡人は長島町の認定農業者です。取得後は、じゃがいもを耕作される予定です。許可後の面積は、86,593㎡です。親子間の受贈と贈与による申請のため調査員の現地調査は行わず事務局により現地確認をしました。

次に賃借権設定10年です。

第1項。申請地は、上鯖淵、田、407㎡、3筆、合計4,055㎡です。借人は、夫婦で農業に従事されている兼業農家です。許可後は水稲を耕作されます。許可後の面積は15,5304㎡で、借人の規模拡大、貸人の相手方の要望による申請です。

第2項。申請地は高尾野町下水流、田、2筆、合計2,018㎡です。借人は、夫婦で農業に従事されている農家で、許可後は水稲を耕作される予定です。許可後の面積は16,174㎡で、借人の規模拡大、貸人の相手方の要望による申請です。

議長  
2番

それでは、調査員の報告をお願いします。まず2番委員をお願いします。

2番です。3月23日、1番委員、27番委員、私と事務局職員で調査・審議した結果を報告します。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、所有権移転第1項から第4項までを報告します。

第1項。位置図は5ページを御覧いただきたいと思いますが、申請地は、太田自治会で北薩オレンジロードの右側に位置しているわけで、先ほど事務局から説明がありましたが、空き家に付随した農地になります。現在、確認した時には少し雑草が繁っていましたが、移住して家庭菜園として活用したいと希望されているようです。

次に第2項。位置図は6ページで御確認していただきたいと思いますが、場所は、沖田地区で国道447号と新幹線の間にある優良農地が広がっているところです。現在、申請人○○○さんが借地として耕作されている農地で規模拡大と農業廃止という理由で申請が上がっているところでもあります。

続いて第3項を報告いたします。場所は、高尾野町唐笠木になります。位置図は、7ページを御覧いただきたいと思いますが、申請人○○○○さん所有地に隣接する農地で規模拡大と面積が狭く耕作不便ということによる申請です。

続いて第4項を報告いたします。場所は、第3項と同じ場所になります。位置図は、8ページになりますので御確認ください。申請人は○○○○さんで自己所有地に隣接する農地で規模拡大と譲渡人の面積が狭く耕作が不便という理由による申請であります。

所有権移転第1項から第4項について、農地法第3条第2項に該当せず有効に活用すると考えられ、許可相当と判断します。報告終わります。

議長  
1番

次に1番委員をお願いします。

1番です。調査日時等については、先ほど2番委員が述べられたとおりですので省略します。農地法第3条の規定による許可申請について所有権移転の第5項と第6項、それから賃借権設定10年の第1項と第2項について報告します。まず所有権移転の第5項ですが、位置図、地籍図は9ページを御覧ください。大丸公民館から500mほど南へ行ったところでございます。申請地はきれいに耕運してありました。取得後は甘藷を作付けするということでもあります。

第6項は、10ページに位置図・地籍図があります。ここは、親子間の受贈と贈与によるもので、現地の確認はしておりません。事務局の方で確認されています。

次に賃借権設定の10年です。

第1項。地籍図は11ページになります。この土地は昨年地権者と借受人の間でトラブルあり、2ページの4番で合意解約があったところです。場所は、国道447号の萩之段から

湯の鶴温泉に行く道路がありますけれど、ここを入った日当公民館の近くです。借受人はもともと日当自治会の人で申請地の近くに所有する土地もたくさんあります。引き続き水稲を耕作するというのでございます。

次、第2項です。位置図・地籍図は12ページを御覧ください。マルイ食品下水流工場から北へ300mくらい行ったところですよ。申請地の両脇〇〇〇〇番〇と〇〇〇〇番〇貸人の所有する土地であります。トラクターが往復できないくらいの小さな田です。ここは、先々借人の〇〇さんが借りられるということでございます。以上、所有権移転の第5項第6項及び賃借権設定10年の第1項第2項は、農地法第3条第2項に該当しないため、許可相当と判断します。報告終わります。

議長 事務局及び調査員の説明と報告が終わりました。御意見、御質問をお受けいたします。

議長 はい。3番委員。

3番 これは、ちょっと自分が賦課金で関係があるものですから、6項の長島の〇〇〇〇さんの分ですね。地図では、10ページですね。マルイ食品のすぐ北側にあるこれには、畑と地籍図ありますが、向かって左側は田となっているんですけど、〇〇〇〇〇〇の〇〇さんですよ。これがひとつ。それと、息子の方の名前の読み方を教えてください。今度、賦課金を〇〇さんではなく息子さんへもらいに行かなければならないような気がしますので、そこへんを教えてください。

議長 1番委員、分かりますか。

1番 息子さんの名前は〇〇〇〇というそうです。

議長 現況は畑ですけど、地目は田になっていますよね。

事務局 申し訳ありません。資料の方が間違っておりました。登記簿は畑です。以前は田でしたけれど。

議長 ということだそうですが、よろしいでしょうか。

3番 はい。分かりましたが、〇〇〇〇〇〇ですよ。息子さんが認定農業者ですか。

事務局 〇〇さんが認定農業者です。それとですね。〇〇〇〇さんと〇〇さんは、同じ住所の同じ世帯の方になります。

議長 ほかにございませぬか。

(「なし。」の声)

議長 ないようです。調査員の報告では全て許可相当と報告されましたが、そのように決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし。」の声)

議長 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請については全て許可と決定いたします。

議長 続きまして、議案第2号 農用地利用集積計画についてを議題といたします。

今月は、2名の委員の除斥があります。資料22頁賃借権の設定5年、第31項の27番委員、資料38頁所有権の移転第1項の会長が該当します。

まず、私が退席しますので、議長を会長代理にお願いします。

(会長 退室)

会長代理 それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第2号農用地利用集積について説明します。資料は38頁、農地利集積に係る所有

権の移転、第1項です。譲受人、内野々下自治会、71歳、水稲、施設野菜の認定農家です。譲渡人は、内野々下自治会、58歳 男性。土地の表示、高尾野町下高尾野〇〇〇〇 田 3,041㎡です。移転理由は、規模拡大と売渡希望です。以上で、説明を終わります。

会長代理 事務局の説明が終わりました。1番委員、審議結果の報告をお願いします。

1番 1番です。3月23日、2番委員、27番委員と事務局職員で審議した結果を報告いたします。ただいま、事務局より説明のありました案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていますので、適当と判断しました。

会長代理 事務局及び調査員の説明が終わりました。御意見・御質問をお受けします。(質疑等)

会長代理 ご質疑等ないようでしたら、調査員の報告通り適当と決定してもよろしいか。

(「はい。」の声)

会長代理 調査員の報告通り適当と決定します。

(会長 入室)

会長代理 会長の案件が済みましたので、議長を会長と交代します。

議長 ありがとうございます。続きまして、27番委員の退席をお願いします。

(27番委員 退室)

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 資料は22頁。農地利用集積に係る賃借権の設定5年、第31項。再設定ですのでお目通し下さい。

議長 事務局の説明が終わりました。2番委員、審議結果の報告をお願いします。

2番 2番です。審議日時等は、先ほど説明があった通りなので省略します。ただいま、事務局より説明のありました案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていますので、適当と判断しました。

議長 事務局及び調査員の説明が終わりました。御意見・御質問をお受けします。(質疑等)

議長 ご質疑等ないようでしたら、調査員の報告通り適当と決定してもよろしいか。

(「はい。」の声)

議長 調査員の報告通り適当と決定します。

(27番委員 入室)

議長 引き続き事務局の説明をお願いします。

事務局 資料40頁「農用地利用集積計画総括」に沿って賃借権の設定1年から、農用地利用集積に係る利用権の設定・農地中間管理権の取得までを一括説明します。

賃借権の設定1年、再設定、1件、3筆で、2,408㎡です。

次に、賃借権の設定2年、新規1件、1筆、再設定、1件、1筆、合わせて2件、2筆で5,035㎡です。

次に、賃借権の設定3年、新規1件、1筆、再設定、9件、12筆、合わせて10件、13筆で、20,473㎡です。

続いて、賃借権の設定4年は、再設定、1件、1筆、1,600㎡です。

次に、賃借権の設定5年、先ほど適当と決定されました、第31項を含めて、新規8件、11筆、再設定、42件、70筆、合わせて、50件、81筆で、117,384㎡です。

次に、賃借権の設定6年、新規1件、1筆、再設定、11件、25筆、合わせて、12件、26筆で、40,732㎡です。

続いて、賃借権の設定8年は、新規、1件、1筆、1,461㎡です。

次に、賃借権の設定10年、新規、12件、20筆、再設定、14件、27筆、合わせて26件、47筆で、63,391㎡です。

続いて、使用貸借権の設定3年、再設定、1件、1筆、669㎡です。

次に、使用貸借権の設定5年、新規、1件、1筆、510㎡です。

次に、使用貸借権の設定10年、新規、1件、1筆、再設定、2件、9筆、合わせて3件、10筆で、23,009㎡です。

続いて、農用地利用集積に係る所有権の移転です。先ほど適当と決定されました、第1項を含めて、6件、9筆で、16,264㎡です。

最後に、農地中間管理権の取得について、5件 6筆 総面積9,214㎡です。

それでは、資料は、38頁をご覧ください。所有権の移転について、説明します。第1項は先ほど適当と決定されましたので、第2項より第6項までを説明します。

第2項。譲受人、松ヶ野自治会、58歳、水稻・露地野菜の認定農家です。譲渡人は、松ヶ野自治会 71歳 男性。土地の表示、高尾野町大久保〇〇〇〇番〇外1筆 畑 合計2,544㎡です。移転理由は、規模拡大と売渡希望です。

第3項。譲受人 株式会社 〇〇〇〇・〇 代表取締役 〇〇〇〇、水稻の認定農家です。譲渡人は、西水流自治会 63歳 女性です。土地の表示、高尾野町下水流〇〇〇 田 3,035㎡です。移転理由は、受贈と贈与です。この土地は、現在、譲受人が10年契約で耕作中で、今後も引き続き耕作することで贈与が合意されたとのことです。

第4項。譲受人は、内野々下自治会、43歳、男性、水稻、施設野菜の認定農家です。譲渡人、八坊自治会、68歳、女性外2名です。土地の表示、高尾野町下高尾野〇〇〇〇 田 823㎡です。移転理由は、規模拡大と売渡希望です。

第5項。譲受人、今釜西自治会、68歳、男性、水稻の認定農家です。譲渡人は、京都府舞鶴市 女性です。土地の表示、汐見町〇〇 田及び福ノ江町〇〇〇〇・畑 合わせて2,296㎡です。移転理由は、規模拡大と売渡希望です。

第6項。譲受人、合同会社 〇〇 代表取締役 〇〇〇〇 水稻の認定農家です。譲渡人は、上水流自治会 63歳 女性です。土地の表示、荘〇〇〇〇番〇外1筆 畑 合計936㎡です。移転理由は、規模拡大と売渡希望です。

以上で、議案第2号農用地利用集積計画についての説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。2番委員、審議結果の報告をお願いします。

2番 2番です。審議日時等は、先ほどと同じですので省略します。

ただいま、事務局より説明のありましたすべての案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていますので、すべて適当と判断しました。

議長 事務局及び調査員の説明と報告が終わりました。御意見・御質問をお受けいたします。

(質疑等)

ないようでしたら、調査員の報告では全て適当と報告されましたが、そのように決定してよろしいでしょうか。

(「はい。」の声)

議長 それでは、議案第2号 農用地利用集積計画については、全件適当と決定いたします。

議長 続きまして、議案第3号 農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更に係る意見についてを議題とします。それでは、41ページからです。事務局説明をお願いします。

事務局 それでは、資料の41ページ議案第3号から説明します。第1項、除外の申請内容について説明します。申請地は、武本柳原の田2筆で1862㎡です。申請人は市内の建設業者です。自己の経営する会社の駐車場が手狭となったことから、今回当該地に駐車場を整備し、自己の会社に貸与するものです。土地改良区域内ですが協議済みであり、農用地区域内の農地で今回除外のみの単独申請になります。10ha以上の規模の集団の区域内に位置し、出水平野土地改良事業施行区域内に位置するため第1種農地に該当しますが、周囲概ね50m以内に3戸以上の集落が形成されているため、不許可の例外である集落接続施設に該当します。

議長 6番委員をお願いします。

6番 6番です。3月24日、16番委員、29番委員そして事務局職員で調査した結果を報告いたします。申請地位置図ですが、慈光苑から南西へ300mほどのところでした。地籍図を見ていただきますと斜線部分2筆になるわけですが、道路側に空白の部分がありますが、この部分が広い水路になっておりまして2mほどあったと思います。それを橋で越えて2筆のところですよ。入り口等につきましては、ダンプ等があることになっている訳ですが、その水路の部分をつぶして橋を架けて出入り口をつくるということでした。従業員が60人ほどいるということで、現在の駐車場が狭くなり特に朝出勤時にはたまたま道路が渋滞することがあるということで、既存の駐車場の外にここに新しく駐車場をつくりたいということでした。砂利を敷き雨水につきましては自然浸透させるといことです。調査の結果、農用地区域からの除外要件を満たしていますので、やむを得ないと判断いたしました。

議長 事務局と調査員の報告が終わりました。御意見、御質問をお受けいたします。ごさいませか。

(「なし。」の声)

議長 ないようです。調査員の報告ではやむを得ないと報告されましたが、そのように決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし。」の声)

議長 それでは、議案第3号 農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更に係る意見については、やむを得ないと決定いたします。

議長 議案第4号 農地転用事業計画変更申請についてを議題とします。事務局説明をお願いします。

事務局 第1項について説明します。申請地については、総会資料の43ページを御覧ください。本申請は、令和2年5月18日付けで許可を受けた土地に加えて新たに北側の畑に1筆 273㎡を追加するものです。昨年の農地転用許可後に造成のみ完了している状態で太陽光発電施設のパネルは未設置の状態です。パネルの配置を変更するのはまだ着工しない現時点が望ましいため、今回の申請に至ったということです。パネルの枚数等に変更はありません。土地改良地区外、農用地区域外の農地です。農地の広がり10ha未満であり、都市計画用途地域から概ね500m以内に位置しているため、第2種農地の市街地近接農地に該当します。

議長 10番委員をお願いします。



10番 10番です。3月24日午後から5番委員、28番委員、事務局職員で調査した結果を報告いたします。申請地は大日公民館から東へ200メートルほどのところに位置し、許可を受けた土地の娘に会わずと言うか置き兼ねた感じの造成で完了しておりました。今回、〇〇番の畑の面積が増えても土地に対してのパネルの枚数3割以上に達しており問題はないと思われまます。調査の結果、当初の事業計画どおり事業が遂行できなかった理由は明確であり、事業計画の変更は承認と判断しました。

議長 事務局、調査員の報告が終わりました。御意見、御質問等をお受けします。ございませんか。

(「なし。」の声)

議長 ないようです。調査員の報告では承認と報告されましたが、そのように決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし。」の声)

議長 それでは、議案第4号 農地転用事業計画変更申請については承認と決定いたします。

議長 続きまして、議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局説明をお願いします。

事務局 第1項について説明します。申請地は、緑町の田3筆の一体利用地として水路を利用して計2250.76㎡です。申請人は、東京都で卸売業を営む法人です。経営の安定を図るため、当該地を借受け、新たに店舗・駐車場を設置しようとするものです。また、現場で申請地の東側と北側に位置する〇〇番と〇〇番の田の農地がありますが、そこへの出入り口がなくなるのではないのかという意見が出されましたが、それについては確認をとったところ、今までは〇〇番の宅地等を出入り口として利用しており、今回の申請地側から出入りしたことはないということで、今回の申請に当たっては影響がないということです。土地改良地区内ですが協議済みであり、農用地区域外の農地です。都市計画用途地域内に位置しているため、第3種農地の「都市計画用途地域内農地」に該当します。

議長 6番委員をお願いします。

6番 6番です。調査日、調査員は先ほど程説明しましたので省略します。申請地位置図ですがブックオフの近くで200mほど行ったところ。地籍図を見ていただきますとこの道路沿いに2筆、〇〇番〇、〇〇番〇それと〇〇番の3筆に店舗・駐車場を設置することです。出入口は、左側に2箇所ほど設置されるということです。今、中央に白い線が通っておりますが、これは排水路になっておりまして、幅が1mくらいで深さも結構深い水路になっておりました。ここの田は道路よりも結構低くなっておりまして、1m60cmほどの埋め立てをすることです。汚水は下水道、雨水は先ほど説明したところに流すというようなことです。周辺農地への影響はないと思われまます。調査の結果、農地区分と転用目的には問題がないと思われまますので許可相当と判断しました。

議長 続きまして第2項をお願いします。

事務局 第2項について説明します。申請地は、下鯖町の畑で520㎡です。申請人は、市内の会社員です。現在、借家住まいで手狭となり今回新たに一般住宅を1棟建築しようとするものです。一般住宅の基準面積である500㎡を超過しているため、理由書が添付されています。理由書の内容は当地の形状が歪であり居宅敷地として使用できない部分が生じている等

理由としては妥当なものであると思われます。土地改良地区外、農用地区域外の農地です。10ha以上の一団の農地に位置しているため、第1種農地に該当しますが、周辺の概ね50m以内に3戸以上の集落が形成されているため、不許可の例外である「集落接続施設」に該当します。

議長 6番委員、お願いします。

6番 6番です。位置図ですが、野間之関跡から東へ500mほど行ったところです。地籍図を御覧いただくと左側の方が狭くなってしまして、右側に広がった地形であります。高低差が約3mほどあるということで、手前の方を庭にして段差を2段に分けるということでした。手前に宅地を建てて奥の方を駐車場にするということです。20㎡ほどオーバーするということでしたけれど、手前は狭く使えないということで仕方ないと思うところでした。汚水は合併浄化槽を設置するというです。雨水は道路側溝へ流すということ。周辺農地への影響はないと思いました。調査の結果、農地区分と転用目的には問題がないと思われますので許可相当と判断しました。

議長 続きまして、第3項の説明をお願いします。

事務局 第3項について説明します。申請地は米ノ津町の田です。申請人は市内の会社員です。現在借家で手狭となり、今回新たに一般住宅1棟を建築しようとするものです。一般住宅の基準面積である500㎡を超過しているため理由書が添付されております。理由書の内容は、土地の形が歪であり居宅敷地として利用できない部分が生じ、また申請地の北側に小さい里道が通っていますが、その道路が狭いためセットバック部分が生じるという内容であり、理由としては妥当なものと思われます。ただこの申請地につきましては、出水市の差し押さえが入っているところで、本来なら今月の公売にかかるというところだったのですが、今回、5条で転用して譲受人が譲渡人に代金を払ってもらいその分を市へ納入するという条件で公売を取り下げてこの申請が上がってきているという経緯があります。土地改良地区内で協議済みであり農用地区域外の農地です。都市計画用途地域内に位置しており第3種農地の「都市計画用途地域内農地」に該当します。

議長 6番委員、お願いします。

6番 6番です。第3項です。場所ですが申請地位置図を御覧ください。米ノ津のスーパーよしだから西へ100mほど入ったところでした。地籍図を見てもらいますと御覧のとおり三角の田となっておりますが、実際は畑の状態で雑草が生えているようなところでした。造成はもう畑となっておりますので、造成はしないということで、汚水は下水道、雨水は道路側溝へ流すということ。500㎡以上ですが先ほど説明がありましたので、この点については省略します。調査の結果、農地区分と転用目的に問題はないので許可相当と判断しました。

議長 続きまして、第4項をお願いします。

事務局 第4項について説明します。申請地は、下知識町の畑です。申請人は市内の会社員です。現在、借家住まいで手狭となり、今回新たに一般住宅1棟を建設しようとするものです。土地改良区域外、農用地区域外の農地です。10ha以上の一団の農地内に位置しているため、第1種農地に該当しますが、周辺の概ね50m以内に3戸以上の集落が形成されているため、不許可の例外である「集落接続施設」に該当します。

議長 16番委員お願いします。

16番 16番です。調査員は先ほど述べたとおりでございます。位置図は津山公民館から北東へ

300m行ったところでは、地籍図は、周りは全て宅地化されているところでごさいます、何も問題はなく、そのままの状態の家を建てるということでした。雨水は側溝へ流して、生活排水は合併浄化槽です。調査の結果、農地区分と転用目的に問題はないので許可相当と判断しました。

議長 続きまして、第5項をお願いします。

事務局 第5項について説明します。申請地は、大野原町の畑です。申請人は薩摩川内市で建築請負業を営む法人です。経営の安定を図るため、当該地を取得して建売住宅を1棟建築しようとするものです。また、譲渡人が平成10年ごろに家業としての教材販売のための教材収納場所として造成しプレハブを設置、その後20年以上に渡り利用していたため始末書が添付されております。現在、プレハブの倉庫は撤去されています。土地改良地区内で協議済みであり農用地区域外の農地です。都市計画用途地域内に位置するため第3種農地の「都市計画用途地域内農地」に該当します。

議長 16番委員をお願いします。

16番 16番です。位置は、リハシップあいデイサービスセンターのあるところで、問題はないところでここも宅地化されずに一筆だけ残っていたというところでごさいます。雨水排水は道路側溝へ生活排水は下水道へ流すということで、調査の結果、農地区分と転用目的に問題はないので許可相当と判断しました。

議長 第6項をお願いします。

事務局 第6項について説明します。申請地は、武本の畑です。申請人は市内の会社員です。現在の宅地敷地が手狭となったことから、今回当該地を取得し、新たに宅地拡張を行おうとするものです。土地改良地区外、農用地区域外の農地です。農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるため、第2種農地の「その他の農地」に該当します。

議長 16番委員をお願いします。

16番 16番です。申請地位置図は、小田平建設から南西の方へ500m行ったところでは、申請地地籍図は、位置よりも少し下の方に宅地が建っておりまして、ここに宅地の拡張をするということでごさいました。始末書付きでごさいました。調査の結果、農地区分と転用目的に問題はないので許可相当と判断しました。

議長 続きまして、第7項をお願いします。

事務局 第7項について説明します。申請地は、武本の畑です。申請人は市内で自営業者です。現在借家住まいで手狭となり、また美容サロンを開業するため、今回当該地を取得し、店舗兼住宅を建築しようとするものです。土地改良地区外、農用地区域外の農地です。農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるため、第2種農地の「その他の農地」に該当します。

議長 16番委員をお願いします。

16番 16番です。申請地位置図は、県職員住宅から200m行ったところでごさいました。申請地地籍図は、ここも全て宅地化されてここが一箇所残っていたというところでごさいます。雨水は道路側溝へ流して生活排水は下水道へ流すということでごさいます。調査の結果、農地区分と転用目的に問題はないので許可相当と判断しました。

議長 第8項をお願いします。

事務局 第8項について説明します。第8項につきましては、先月の総会で不許可になった案件を

一回取り下げて今回もう一回計画を修正して出されたものでございます。申請地は、先月同様で大野原町の畑で一体利用地の宅地1筆計735.98㎡です。申請人は長島町在住の会社員です。現在、長島町に在住しているが、父宅に引っ越す計画で計10人の大所帯で手狭となることから、今回父宅の離れを建築し、子供部屋・物置・倉庫等の拡張を行おうとするものです。また、今回新しく建築する予定の離れの排水計画についてですが、離れの場所については、台所と洗濯機等は設置せず、トイレのみ設置をするということです。したがって生活排水は生じないとトイレは汲み取りで処理するという計画になっています。雨水については、集水桝を設置して周囲の農地へ流出しないように行うということでした。土地改良区域内ですが協議済みであり、農用地区域外の農地です。10ha以上の規模の一団の農地内に位置し、また土地改良事業の施行区域内に位置するため第1種農地に該当しますが、周辺の概ね50m以内に3戸以上の集落が形成されているため、不許可の例外である「集落接続施設」に該当します。

議長 5番委員をお願いします。

5番 5番です。議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請についての第8項です。資料の51ページです。調査日、調査員につきましては、田中委員から報告がありましたので省略します。この案件については、先ほど説明がありましたように前回出た案件ですが、今回調査した結果では離れに造って生活排水は出ない、トイレのみ汲み取りで処理するというので、雨水については、申請地地籍図を見てもらえば〇〇〇〇番〇、〇〇〇〇番〇、〇〇〇〇番〇までが所有地であって、〇〇〇〇番〇は1m近く低いです。この〇〇〇〇番〇に自然浸透させるということで、排水等について現在の時点では問題はないと思われます。今回の調査の結果ですが、ゆくゆくは分かりませんが、今回における調査の結果では、農地区分と転用目的に問題はないので許可相当と判断しました。

議長 第9項をお願いします。

事務局 第9項について説明します。申請地は、高尾野町柴引の畑です。申請人は市内の会社員です。現在借家住まいで手狭となり、今回新たに一般住宅1棟を建築しようとするものです。一般住宅の基準面積である500㎡を超過しているため、理由書が添付されています。理由書の内容としては土地の形状が歪であり居宅敷地として使用できない部分が生じている等理由としては妥当なものであると思われます。土地改良地区内ではありますが協議済みであり、農用地区域外の農地です。10ha以上の規模の一団の農地内に位置し、また土地改良事業の施行区域内に位置するため第1種農地に該当しますが、周辺の概ね50m以内に3戸以上の集落が形成されているため、不許可の例外である「集落接続施設」に該当します。

議長 5番委員をお願いします。

5番 5番です。第9項ですが、申請地の位置は、高尾野第2病院から北へ400mほど下ったところに位置しておりまして、申請地地籍図を見ていただければ分かりますが、三角形になっていてほとんどが3分1は使えないというような形だったんですが、現在、申請地は耕運してありましてきれいな畑の状態でありました。造成はほとんどなしで、雨水排水は道路側溝へ、汚水は下水道へということで、現地調査をした結果、特に問題はないということで、農地区分と転用目的に問題はないので許可相当と判断しました。

議長 第10項をお願いします。

事務局 第10項について説明します。申請地は、高尾野町下高尾野の畑で、一体利用地として、

宅地1筆と山林1筆、計486.39㎡です。申請人は市内の会社員です。現在借家住まいで当該地を取得し、一般住宅1棟を建築しようとするものです。土地改良地区外、農用地区域外の農地です。10ha以上の規模の一団の農地内に位置するため第1種農地に該当しますが、周辺の概ね50m以内に3戸以上の集落が形成されているため、不許可の例外である「集落接続施設」に該当します。

議長 5番委員をお願いします。

5番 5番です。第10項です。申請地の位置は、パチンコ高尾野HEIWA店から西へ100mほど行ったところの場所で行きました。地籍図を御覧いただければ、真ん中の横に走っているのが国道504号でそれから斜線部分をずーと入って行って1865番2畑とありますが、ここが申請地でありました。雑草というか菜の花とかいっぱい生えている状態で、通路の分部が3mでずーと斜線の分部にありまして、大分斜めに上がって行くところまでございまして、汚水はこの〇〇〇〇番〇のところまで工事をしてあって、汚水管もとってあるということでございます。それに繋ぎ込んで、汚水を下水道へ流す。雨水はパイプをずーと埋設して側溝へ流すということで行きました。私達が見た時には、その左側1〇〇〇〇番畑とありますが、造園業のひとつばかりきれいに植えてありましたが、ちょっと斜めになっていて、盛土をすればそちら側に流れていくのではと思ひまして聞いたところ、〇〇〇〇番〇の宅地予定のところは周囲をブロックで囲み、流れ出ないようにするというのでした。調査の結果、となりの畑への問題はないと思われまますので、農地区分と転用目的に問題はないので許可相当と判断しました。

議長 続きまして、第11項をお願いします。

事務局 第11項につきましては、総会資料の42ページ 議案第4号の農地転用事業計画変更申請についてで説明しましたので、省略します。

議長 10番委員をお願いします。

10番 10番です。こちらの詳細は、第4号で説明しましたので省略します。調査の結果、農地区分と転用目的に問題はないので許可相当と判断しました。

議長 第12項をお願いします。

事務局 第12項について説明します。申請地は、高尾野町江内の畑1筆と一体利用地として、宅地、山林、原野など計1822㎡です。申請人は大阪市で発電事業を営む法人です。当該地を取得して太陽光発電施設を設置しようとするものです。土地改良地区外、農用地区域外の農地です。農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるため、第2種農地の「その他の農地」に該当します。

議長 5番委員をお願いします。

5番 5番です。申請地位置図は、木串公民館から1300mほど行ったところで何も問題はないのですが、パネルを設置するに当たっては場所も場所でも雨水は自然浸透にするということでありましたが、今まで何件か太陽光を設置する案件の現場を調査に行った訳ですが、注意してもらいたいなということがひとつありまして、地籍図で〇〇〇〇番〇の畑の分部であります。ここを造成してパネルを設置するということになっているんですが、許可さえもらえばという感じで、右側の山林〇〇〇〇番〇の山林と〇〇〇〇番〇とありますがここに竹と雑木を重機で掘り起こしてその辺に置いたままで放置してありました。このパネルの施行業者かどうかわかりませんが、ほとんどがそのような状態で置いてあります。太陽光発電にす

る許可はもらえるけれどほったらかしという状態だから、今後こういう案件については、事務局あたりから少しは片づけてくださいと言ってもらいたい状況でございました。特に周辺農地への影響はないと思われまますので農地区分と転用目的に問題はないと思われまます、このようなことも見受けられますので一言言わせていただきましたが、許可相当と判断しました。

議長 第13項をお願いします。

事務局 第13項について説明します。申請地は、高尾野町下水流の畑です。申請人は鹿児島市在住の任用教員です。現在借家住まいで手狭となり、今回新たに一般住宅1棟を建築しようとするものです。土地改良地区内ではありますが協議済みであり、農用地区域外の農地です。

10ha以上の規模の一団の農地内に位置し、また土地改良事業の施行区域内に位置するため第1種農地に該当しますが、周辺の概ね50m以内に3戸以上の集落が形成されているため、不許可の例外である「集落接続施設」に該当します。

議長 10番委員をお願いします。

10番 10番です。申請地は、タケマンから北東に50mほど行ったところ。申請面積は、一般住宅を1棟建築する敷地面積と思われまます。生活排水は下水道へ雨水は側溝を利用されまます。周辺農地への影響はないと思われまます。現地調査の結果、特に問題はないということで、農地区分と転用目的に問題はないので許可相当と判断しました。

議長 はい。事務局並びに調査員の報告が終わりました。皆さま方の御意見、御質問をお受けいたします。

議長 はい。2番委員どうぞ。

2番 2番ですが、2点ほどお尋ねしたいと思うのですが。44ページの1項ですが、ここはかなり低くなっていて、〇〇番〇は978㎡のうちの677㎡ということで右側の田が残ると思うのですが、これについては、例えば田を作るのであれば用水とか排水には支障はないのでしょうか。埋め立てをかなりしないといけないと報告されまましたが、それと〇〇番と〇〇番〇の間に水路が走っていますが、これもかなりの擁壁があつて高い水路となっているのですが、この水路を埋め立てしても支障はないのでしょうか。土地改良区と十分協議をしていただいて支障があれば補強とかも考えるべきじゃないのかと思ひまますが、それと、先ほど言ひました〇〇番の分筆された分の出入口あるいは用水・排水の問題もないのかなという点を調査された時に聞かれたらお願いしたいと思ひまます。それともうひとつ、51ページの埋め立てをして一般住宅の離れと言われたんですが、合併浄化槽も作らないということで水路の排水、〇〇〇〇番の畑となっていますが、これらを盛土される場合は段差ができると思うのですが、この〇〇〇〇番畑の排水等はどのようになっているのか、近隣の農地の所有者とよく話し合ってもらったのかどうかということですね。そのことがわかればお答えしていただければと思ひまます。

議長 先ずは6番委員をお願いします。

6番 44ページの第1項ですが、排水路は先ほど説明しましたこの斜線部分に流すようになっていまして、右側の田の一番上の〇〇番〇この排水路は今言ひました排水路へ流すようになっていましたのでそこへ流されると思ひまます。それから、〇〇番あるいは〇〇番については確認していましません。用水についても分からない状態でした。

議長 事務局分かりますか。

事務局 現場を見た時に水路はすでに通ってしまっていて一体利用するところの〇〇番〇と〇〇番の間に通っている水路とそれからもうひとつこの地図の登記上は標示されていないのですけれど〇番と〇〇番〇の雑種地とありますがこの間にわりと新しい水路が通っておりまして、そこは触らないということでしたので、排水についてはこれを利用されるのかなと思います。上の方の残地の用水とかについては申し訳ありませんがちょっと確認がとれていません。

議長 この真ん中にある水路ですが。

事務局 水路については、道路河川課が所管しておりまして、そことはきちんと協議はされているということで、駐車場の中に水路が通っている状態でその上を車が行き来する、雨水については、排水路に流すということで協議済みで水路は触らず上に蓋をかぶせるということで関係部署とはきちんと協議がされているということでもあります。

議長 よろしいでしょうか。

2番 はい。

議長 それでは、51ページ5番委員。

5番 地籍図で〇〇〇〇番畑となっていますが、こちらへの排水はどうなるのかということですが、現地調査をしたところでは、〇〇〇〇番〇は上側の細い部分が〇〇〇〇番〇の入口部分ですがもうすでに低い状態です。〇〇〇〇番〇と〇〇〇〇番はほぼ同じ高さで、これとほぼ同じ高さに砂利とかを入れて〇〇〇〇番〇も造成してありました。生活排水とかそういうのも含めてご飯を食べたりとかの日常生活は〇〇〇〇番〇の父親の方ですと、トイレだけを汲み取りにしてということで、雨水はこの〇〇〇〇番〇の上の畑〇〇〇〇番〇のところに溜め枿を設置して自然浸透させるということで、〇〇〇〇番〇は更に低くてそこまで行くには〇〇〇〇番〇に浸透するのではということでした。今回の申請地における調査の結果では問題はないということでした。

議長 よろしいでしょうか

2番 現地でちゃんと確認をされていच्छやるということであれば、よろしいと思います。

議長 続きまして、1番委員お願いします。

1番 1番です。今の第8項のことで同じようなことでした。先月の申請と変わったことは洗濯場とか炊事場を増築する方には作らないということですよ。

議長 そういうことになります。ほかにありませんか。

議長 はい。29番委員。

29番 29番です。53ページです。10項の地籍図を見た時に1865番2のところまで通路を作るということでしたが、約3mくらいですか。

議長 幅ですか。

29番 そうした場合に消防関係で最低で4mは欲しいということを見たことがあったんですが、そしてこの道路は側溝はどうなんですか。

事務局 側溝については、今なくて雨水・排水についても地中にパイプを埋設して国道側に接続するという計画です。

29番 道路自体は3mくらいでいざという時は危険ではありませんか。

事務局 建築基準法です、幅員4m以上の道路に国道504号ですがこれに2m以上の幅の道路を接続すれば良いということです。

29番 分かりました。

議長 ほかにございませんか。

(「なし。」の声)

議長 ないようでしたら、調査員の報告では第1項から第13項まで許可相当と報告されましたがそのように決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし。」の声)

議長 それでは、議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請については、全件許可相当と決定します。

議長 議案第6号 非農地証明願についてを議題といたします。事務局説明をお願いします。

事務局 第1項について説明します。申請地は、下知識町の田2筆です。登記地目は田、申請現況は雑種地及び宅地です。非農地となった年月日は、平成5年10月1日、土地改良地区外、農用地区域外の農地です。

議長 16番委員をお願いします。

16番 16番です。調査日等については、先ほど報告しましたので省略いたします。申請地は、特産館いずみから北西へ200m行ったところでもございました。住宅敷地となっており、居宅と倉庫が建っておりました。居宅は平成5年に建てたもので、建物の状態から見てみて申請書のおりと判断でき、農地への復元は困難な状態でした。調査の結果、非農地としての承認要件を満たしていますので、承認と判断しました。

議長 続きまして、第2項をお願いします。

事務局 第2項について説明します。申請地は、高尾野町大久保の田2筆です。登記地目は田、申請現況は宅地です。非農地となった年月日は、平成5年9月30日、土地改良地区外、農用地区域外の農地です。また、〇〇〇〇番〇については、平成5年に転用許可が出ておりますけれど、地目の変更はしなかったということでした。

議長 10番委員をお願いします。

10番 10番です。調査日時等は先ほど言いましたとおりですので省略いたします。申請地は、学校給食センターから西に50mのところの位置し、住宅敷地になっておりまして、きれいに芝生を植えた庭と車庫が建っておりました。状況から見て既に敷地の一部になっており、農地への復元は困難との判断です。調査の結果、非農地としての承認要件を満たしていますので、承認と判断しました。

議長 続きまして、第3項をお願いします。

事務局 第3項について説明します。申請地は、高尾野野江内の畑です。登記地目は畑、申請現況は山林です。非農地となった年月日は、昭和60年月日不詳、土地改良地区外、農用地区域外の農地です。

議長 10番委員をお願いします。

10番 10番です。申請地は、木串公民館から南西へ500mのところの位置し、周辺はすでに山林化した状態になっておりました。現況から見て申請書どおりの年月は経過していると認められ農地への復元は困難な状態です。非農地としての承認要件を満たしていますので、承認と判断しました。

議長 事務局及び調査員の報告が終わりました。御意見、御質問をお受けいたします。

(「なし。」の声)



議長 はい。それではないようですので、調査員の報告では、非農地証明願いについては、全件承認と報告されましたが、そのように決定してよろしいでしょうか。

(「はい。」の声)

議長 議案第6号 非農地証明願いについては、全件承認と決定いたします。

議長 引き続きまして追加議案に入ります。議案第7号 出水市農業委員会職員の出向につきまして議題といたします。

出水市農業委員会事務局職員の出向につきましては、農業委員会法第26条第3項の規定に基づき職員の任免は農業委員会の決議によって行われるものです。

出向者は〇〇〇〇さんです。出向先は出水市長事務部局です。この出向について、皆さん方の御意見はありませんか。

(「なし。」の声)

続きまして、議案第8号 出水市農業委員会職員の任命について議題とします。

被任命者は〇〇〇〇さんが事務局職員主査として異動して来られます。温かく迎え入れたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい。」の声)

それでは、議案第7号、8号につきましては同意と決定いたします。

議長 それではその他の項目に入りますが、事務局から先ほどの人事異動に関する事等の補足説明をお願いします。

事務局 今回の人事異動に伴いまして、4月1日から事務局職員の事務分掌を変更致します。この機会に、委員の皆様にご各職員が担当するおもな事務について紹介します。

〇〇次長は、農業委員会の予算決算に関する事、農業委員会費補助事業に関する事、農業委員・推進委員の活動・研修に関する事、総会運営及び諸会議の調整に関する事、遊休農地解消に向けた農地パトロール等に関する事です。

〇〇主任主査は、農地法第3条に関する事、農地の貸付・売渡申出に関する事、農業者年金・全国農業新聞に関する事、庶務会計・文書管理に関する事等です。

〇〇主任は、今回〇〇主事に代わり、農地法第4・5条に関する事、農用地利用計画変更に関する事、非農地・形質変更に関する事です。

異動されてくる〇〇〇主査は、〇〇主査に代わり農業経営基盤強化促進法に関する事、農地中間管理機構に関する事、認定農業者・新規就農者に関する事、農地所有適格法人に関する事等を所管します。

以上で事務局職員の事務分掌については説明を終わりますが、最後に、現在3月31日を期限としています農業委員・推進委員の募集状況についてお知らせします。

農業委員につきましては、定数に達する見込みであります。推進委員については定数に達する見込みがないことから、募集期間を4月22日まで延長する予定です。つきましては、現推進委員の皆様には、応募又は推薦方をよろしくお願いいたします。

○所有権移転に伴うあっせん物件の抵当権抹消について

議長 いろいろな都合によりまして、農協から融資を受けられた時に農地を担保物件に入れられ

たようなことが、皆さん方もあるかと思えます。そこで、農業委員会が農地売買のあっせんをする時に登記簿謄本に抵当権が入っていた場合においては、農業委員会では、取り扱うことができない訳です。更に借りていたお金を完済していても、借りた農家さんがもう済んだということで抵当権を抜いていない事例が発生しております。また、そういうことで「抵当権が入っていますよ。」と話をすれば、驚かれてどうすればいいのかということで、農協の方へ行って相談してみると完済が済んだ時に「本人さん宛に通知をしております。」と回答があるそうです。本人さんとしては済んで良かったと安心仕切って何も手続きはしていないことがあるようです。結局、そういうふうに入っていた場合は、完済済みの書類を発行してもらって、それが来たのを司法書士にお願いして法務局でその抵当権を抜いて初めて農業委員会であっせんができるということであります。そこで、委員さん方は、抵当権が入っていた時は持ち主に「抵当権を抜いてくださいよ。」と抵当権を抜く指導を是非してほしいと思います。金融機関によっては出してくれるか分かりませんが、書類を出してもらえるように意見書を出して良いのではと思います。取りあえず意見書という形で農業委員会から農協さんの方へ今話をした内容を文章化して出したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい。」の声)

議長 それでは、事務局と話しを詰めながら進めたいと思います。

議長 以上をもちまして第32回出水市農業委員会の定例総会を終了いたします。御協力ありがとうございました。

出水市農業委員会会議規則第19条第2項の規定により署名押印する。

会 長 印

番 印

番 印